

## 会議録

会議の名称	令和5年度東松山市障害者差別解消支援地域協議会					
開催日時	令和6年1月26日（金曜日）		開会	午前10時		
			閉会	午前11時20分		
開催場所	東松山市総合会館総合会館304会議室					
会議次第	1 開会 2 挨拶 3 議事 (1) 改正障害者差別解消法の施行について (2) 令和5年度における周知・啓発等の取組、差別に関する相談状況等 4 その他					
公開・非公開の別	公開		傍聴者数		1人	
委員出欠状況	座長	濱畑 芳和	出	委員	澤井 太二郎	欠※
	委員	木村 孝	出	委員	落合 要之	出
	委員	森 博史	出	委員	左納 徹	出
	委員	久保田 慶一	出	委員	安間 江身子	出
	委員	小松 順一	欠	委員	酒井 久枝	出
	委員	吉野 和恵	出	委員	森下 博	出
	委員	松坂 喜浩	出			
	※澤井太二郎委員の代理として東松山市社会福祉協議会地域福祉課 武井さとみ氏が出席					
事務局	健康福祉部 田嶋部長		健康福祉部 高荷次長			
	障害者福祉課 成川課長		障害者福祉課 荻原副課長			
	障害者福祉課 小松主査		障害者福祉課 金子主任			

次 第	顛 末
<p><b>1 開会</b> 事務局 (障害者福祉課 成川課長)</p> <p><b>2 挨拶</b> 濱畑座長</p> <p>事務局 (障害者福祉課 成川課長)</p> <p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>本日は公私とも大変お忙しいところ、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>私は、本日の会議の進行を務めさせていただきます、障害者福祉課長の成川でございます。よろしくお願いいいたします。</p> <p>開会の前に、本年度から新たに委員になられました方をご紹介いたします。東松山市自治会連合会の森下委員、健康推進課長 落合委員、高齢介護課長 左納委員、また、本日はご欠席されていますがさいたま地方法務局東松山支局 支局長の小松委員にご就任いただいております。また、4月の人事異動で事務局職員の異動がございましたので、報告いたします。健康福祉部 田嶋部長、障害者福祉課 荻原副課長、障害者福祉課 小松主査でございます。</p> <p>それでは、只今から令和5年度東松山市障害者差別解消支援地域協議会を開会させていただきます。</p> <p>開会に当たり、1点皆さんにお願いがございます。</p> <p>本会議につきましては、事前にお配りした次第により進めさせていただきます。なお、本日は、聴覚に障害のある酒井委員にご参加いただいております。手話通訳者を配置しておりますが、発言の際には心持ちゆっくりお話しいただきますようお願い申し上げます。</p> <p>はじめに、濱畑座長よりご挨拶をいただきたいと存じます。</p> <p>— 挨拶 —</p> <p>濱畑座長ありがとうございました。</p> <p>続きまして、委員の出席状況について、ご報告申し上げます。 13名の委員のうち本日出席委員は11名となっております。 なお、先ほど申し上げましたが、小松委員は所用により欠席となっております。また、東松山市社会福祉協議会の澤井委員が所用により欠席のため、東松山市社会福祉協議会地域福祉課の武井様に代理でご出席をいただいております。</p> <p>続いて、資料の確認をさせていただきます。</p> <p>— 資料確認 —</p>

<p>事務局 (障害者福祉課 成川課長)</p>	<p>また、本日の会議の会議録作成にあたり、出席委員2人の方に署名をお願いしたいと存じます。本日の会議録につきましては、安間委員と吉野委員をお願いいたします。</p> <p>後日、会議録ができましたら事務局よりご連絡を申し上げますので御署名をお願いいたします。</p> <p>それでは、「議事」に入ります。議事につきましては、東松山市障害者差別解消支援地域協議会開催要綱第4条第1項により、座長が進行を務めることとなっております。濱畑座長、よろしくお願いいたします。</p>
<p><b>3 議事</b> 濱畑座長</p>	<p>議事に入る前に確認事項がございます。</p> <p>東松山市審議会等の会議の公開に関する要綱では公開・非公開の決定を会に諮って決めることになっております。公開の場合、傍聴希望者がいらっしゃれば、傍聴いただくこととなります。</p> <p>まず、事務局にお聞きいたします。本日の会議の公開・非公開について、意見はありますか。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>本日の会議資料の一部について、皆様と一緒に詳細な相談内容を共有し、議論をさせていただきたいという主旨から、相談者の障害の状況、また、相談者から差別を受けたという対象事業所の事業内容や担当者の発言などを記載させていただいております。</p> <p>この会議の資料が外部に出回り、相談者や事業所が特定されますと、相談者並びに事業所におきまして、不利益を被ることも想定されます。</p> <p>よって、議題(2)「令和5年度における周知・啓発等の取組、差別に関する相談状況等」の「差別に関する相談状況等」については、非公開としたいと存じます。</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>それでは、本日の会議は、「差別に関する相談状況等」については非公開とし、それ以外については公開してよろしいでしょうか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>— 異議なし —</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>それでは、会議の内容を一部非公開として、開催することといたします。また、本日、傍聴希望者はいらっしゃいますか。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>1名いらっしゃいます。</p>

濱畑座長	本日は1名傍聴者がいらっしゃいます。よって、議題(2)の一部以外について、会議資料や会議録を公表してよろしいでしょうか。
委員一同	— 異議なし —
濱畑座長	それでは、本日の会議を公開とし、議事に移ります。 議題(1)「改正障害者差別解消法の施行について」事務局から説明をお願いします。
事務局 (障害者福祉課 金子主任)	— 改正障害者差別解消法の施行について説明 —
濱畑座長	ただいま事務局より説明がございました。このことについてご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますか。
酒井委員	東松山市聴覚障害者会から参加しました酒井と申します。私自身、聞こえない者としては、聞こえない人たちがうまく社会参加するためにはコミュニケーションがとても大事になると思っています。建設的対話についての話が先ほどありましたが、お店に行ったときや病院に行ったとき、公共施設に行ったときは、相手と話をすることが必要になります。手話通訳者が同行するという手段もありますが、万が一、手話通訳者が不在の場合で緊急性がある状況のときに、どのようにコミュニケーションをとるのかということを含めて、自治会や人権市民推進課などと一緒に、聞こえない人達の特性についての相談をしていきたいと思っています。
事務局 (障害者福祉課 成川課長)	酒井委員がおっしゃられたとおり、聴覚に障害のある方のコミュニケーションの方法については、手話通訳者がいらっしゃれば手話を通じての対話ができるかと思うのですが、緊急時に手話通訳者がいなかった場合などの対応につきましては、例えば、代替手段として筆談等で対応をしていくことになるかと思っています。各事業所において4月1日から合理的配慮の提供が義務化されますが、全ての事業所において手話通訳者を配置するというのが現実的には難しい状況ですので、そういった場面では、お互いに歩み寄り、できる範囲でのコミュニケーションがとれるとよいかと考えております。
酒井委員	筆談も一つの方法です。また、その他にコミュニケーションボードを使うという方法もあると思います。統一したコミュニケーションボードがあれば、みんなが実行できると思います。基本的なものを作成して、それぞれの場所にに応じて内容を補足していく方法もあるかと思っています。

	<p>作成に当たっては、どのような流れで作成するのがよいのかについては私も悩んでいるところです。障害者福祉課と相談するなどして、市全体で共有のコミュニケーションボードを作成し、それを基にしてそれぞれの場所に応じて内容を細くしていくことができれば、導入がうまく進むのかと考えています。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 成川課長)</p>	<p>酒井委員からお話があったコミュニケーションボードですが、市役所では、昨年11月にコミュニケーション支援アプリを導入したタブレットを庁内の窓口対応が多い課等に設置いたしました。現在、スマートフォン等で様々なタイプのコミュニケーション支援アプリというものが開発されておりまして、それを市役所では使っています。今後につきましては、民間の事業者にもこういったコミュニケーション支援のためのボードやアプリがあるということの周知をさせていただく予定ですので、そういったものがツールとして使えるようになればいいのかと考えています。</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>コミュニケーション支援ボードについては、現在、様々なところで作られはじめているようです。立正大学においても、私が室長を務めている障害学生支援室において、熊谷キャンパスには聴覚障害のある学生もおりますので、学内の食堂や売店などを利用する際に使えるものを試行的に作成しています。例えば、店頭でメニューを提示するように、「何かご用はありますか」というような内容を指差しでできるようにしたものです。そうすれば、聴覚障害がある方も、筆談の場合は一から全てを書かなければならないということになりますが、そのあたりを時間短縮してスムーズにやりとりができるようになります。立ち入った話は筆談にならざるを得ないとは思いますが、例えば、そのような形でやっていったらいかかというふうに思います。手話通訳の方がずっといてくださればその方がよいかもしれませんが、なかなかそこまでは至らないところもありますので、現在、こういった形で取り組んでいるところです。</p>
<p>安間委員</p>	<p>本日は人権擁護委員の立場で出席しておりますが、司法書士の安間と申します。資料の6ページの下の段の障害者差別に関する相談件数なのですが、これは単に相談件数を積み上げただけの数字なのか、それとも、例えば人口10万人当たりの数字とか、どちらなのでしょう。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>こちらについては、地方公共団体等に寄せられた相談件数をまとめたものになります。</p>
<p>安間委員</p>	<p>了解しました。そうしますと、ページの中に「大規模な自治体ほど相</p>

<p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>談件数が多くなる」と書いてありますが、これは市役所の方のコメントですか。</p> <p>内閣府のコメントになります。</p>
<p>安間委員</p>	<p>わかりました。人口が9万人から10万人の東松山市、お隣の吉見町は1万人から2万人、それで相談件数が同じということはありませんかと思えます。人口50万人から100万人近い自治体もある訳です。内閣府の資料をそのまま掲載したのだとすると、大きな自治体ほど相談件数が多くなるのは当たり前なので、それをわざわざ記載する意味があるのかということに疑問に感じました。なので、もし市役所の方から内閣府に意見を伝えることができるのであれば、人口ごとの相談件数を掲載しなければ意味がないと感じますが、いかがでしょうか。例えば、東松山市で10件、吉見町で1件の相談を受けたとして、それを見てやはり人口が多い自治体は相談件数が多いになってしまうと思うので、その数字を資料として提示しても、何か意味があるのかというのが初歩的な疑問です。大きな自治体だから相談件数が多いというだけでなく、例えば、人口ごとに、5万人、10万人当たりの自治体ごとで、相談件数の多い少ないで資料を出すべきではないかと感じました。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 成川課長)</p>	<p>今回、国の法改正の内容を報告させていただくため、このような形で皆様に資料を提示させていただきました。しかし、安間委員がおっしゃるとおり、人口当たりの相談件数があった方が地域差を把握できるかと思えますので、そういった資料があるかどうかを含めて、国や県の方に確認をさせていただければと思います。</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>確かに相談件数は、人口の多いところはそれだけ件数も多いということは当然かと思えます。とは言いましても、町村のところの相談件数が多いのが目立っているところもあります。資料を見て取れる話でしかないのですが、町村になると役場と住民の方との距離感みたいなものが近いということもあり、それで細かなことでも相談がいくというようなこともあるのかとグラフを見ていて思いました。</p> <p>他はいかがでしょうか。</p> <p>ないようですので、議題(2)「令和5年度における周知・啓発等の取組、差別に関する相談状況等」に移ります。まず、「令和5年度における周知・啓発等の取組」について、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>— 令和5年度における周知・啓発等の取組について説明 —</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>ただいま事務局より説明がございました。このことについてご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますか。</p>
<p>松坂委員</p>	<p>障害を理由とする差別に関する相談状況について、具体的な相談内容について、お伺いしたいと思います。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 金子主任)</p>	<p>この後、非公開の会議の部分で令和5年度の相談事例についての説明をさせていただきたいと存じますが、それによろしいでしょうか。</p>
<p>松坂委員</p>	<p>わかりました。</p>
<p>安間委員</p>	<p>意思疎通支援員というものを初めて知ったのですが、手話通訳者も含めた意思の疎通を支援してくださるという仕組みを存じていなかったもので、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。自身の話で申し訳ないのですが、障害者の方や、認知症の高齢者の方が相談にいらっしゃるということが時々あって、大体はこういった方々の支援者、高齢者であればケアマネージャーさんや、障害者であれば相談支援事業所の方などが同行してくださるので、その方々と一緒に相談を伺っています。ただ、中には1人で相談にいらっしゃる方の中で、障害があるように見受けられる方もいらっしゃいます。私自身、福祉の専門家ではないので、どのように対応したらよいのか、どのように説明を差し上げたらよいのか、非常に迷うことが多いため、意思疎通支援員の方がいるのであれば、こういった場合に来ていただくことができるのでしょうか。例えば、社会福祉協議会さんには手話通訳者がいらっしゃるのですが、これまでも聴覚障害がある方の相談を何度も受けておりますが、その場合に手話通訳者の方が一緒についてきたり、また、ご自身で手話通訳者の方を連れてくるということがありますが、ご自身に自覚がない場合で、意思疎通は少し難しいけれども支援者がいればうまくコミュニケーションが進むのではないかという方がいらっしゃることもあるので、こういった時に市役所の方から助けていただけるのでしょうか。</p>
<p>事務局 (障害者福祉課 成川課長)</p>	<p>こちらに記載をさせていただいている意思疎通支援員につきましては、市役所内の業務に限ったものになっております。職員を意思疎通支援員として雇用し、その職員に市役所内での窓口対応の補助を行っていただいておりますので、外部の事業所に派遣するまでには至っておりま</p>

	<p>せん。もし安間委員の方で、障害があるように感じる方からご相談がありましたら、障害者福祉課の方に対応の方法等についてのご相談をいただければ、こちらからご助言を差し上げることができるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>安間委員</p>	<p>わかりました。ありがとうございました。</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>今の安間委員からのご意見ですが、民間事業所、特に安間委員の事業所は司法書士事務所ということで、行政手続きに近いところがございしますが、そういうところで障害のある方や認知症の方などで、支援する方がいない場合に対応に困るというようなニーズがあることも今回把握できたのかと思っております。民間事業所でも4月から合理的配慮の提供が義務化されますが、民間事業者に対するサポートをどのように行っていくべきなのかということは、まだ深く議論されてないと思われまます。このことは市に限ったことではなく、全国的にこのようなニーズがあるのではないかということも、今後考えていくべきかと思いました。</p>
<p>吉野委員</p>	<p>手をつなぐ育成会の吉野です。手をつなぐ育成会というのは、知的障害のある子の親の団体です。市からご説明のありました「共生社会づくりの取組」の中の③と④に、子どもと一緒に参加させていただきましたので、この時のことをお話させていただければと思います。まず、誰もが楽しめるバリアフリー演劇ですが、前年度の令和4年にも同じように市民体育館で行われました。事前にカンファレンスにも参加させていただいて、どのように演劇が進んでいくのかということも含め、どのように障害のある子どもたちも参加できるのかというリハーサルまでしていただいたので、当日は本当に楽しく参加させていただきました。障害のある子どもは、映画館や演劇教室で静かに観ることができないので、行きたいと思っけていても、子どもをどこにでも連れて行くことは残念ながらできませんでした。しかし、このバリアフリー演劇に関しては、音声ガイドや字幕もありますし、知的障害や身体障害などのいろいろな障害のある子どもや、赤ちゃんを連れてお母さんなども多くいらっしゃいましたし、それこそ大きな声や奇声を発しても、誰も振り向いたり嫌な顔をしたりする人はいないで、みんなが楽しめたので、本当によい演劇会だったと思います。私の子どもも、「来年も絶対やってね」と演劇団の方に話していて、演劇団の方からも「また来年も来るよ」と言っていたので、すごく喜んでいました。障害者福祉課の方でもいろいろやっていただいていたので、今後とも継続していただけたらありがたいと思います。</p> <p>それから、東松山市障害者作品展の方を見せていただきました。素晴らしい作品ばかりで、私の子どももやってみようかという気持ちにもな</p>

	<p>りましたし、来場者に対して大きな紙にシールを貼っていただくという案内があったので、シールを貼るのもとても嬉しそうにしていました。参加してみたの感想ですが、こういったことで市民の方々にいろいろな障害のある子どもたちのことがわかっていただけたらと思い、とてもよかったです。感想を述べさせていただきました。</p> <p>濱畑座長</p> <p>ありがとうございました。 他にご質問、ご意見のある方はいらっしゃいますか。 ないようですので、議題(2)の後半、差別に関する相談状況等について事務局よりご説明をお願いします。なお、本議題につきましては、差別に関する相談状況について審議をしたいと思います。本議題は、相談者並びに関係者等に不利益を及ぼす恐れがございますので、非公開とさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【以下、非公開案件】</p> <p style="text-align: center;">【以上、非公開案件】</p>
<p>濱畑座長</p>	<p>それでは、これで議事を終了し、議長の職を解かせていただきます。皆さんご協力ありがとうございました。</p>
<p><b>4 その他</b></p> <p>事務局 (障害者福祉課 成川課長)</p> <p>委員一同</p> <p>事務局 (障害者福祉課 成川課長)</p> <p>健康福祉部 田嶋部長</p> <p>事務局 (障害者福祉課 成川課長)</p>	<p>濱畑座長ありがとうございました。続いて次第の4その他でございますが、委員の皆様から何かございますか。</p> <p>— 特になし —</p> <p>ないようですので、最後に健康福祉部長の田嶋より閉会にあたりまして、お礼のご挨拶を申し上げます。</p> <p>— 挨拶 —</p> <p>以上をもちまして、令和5年度東松山市障害者差別解消支援地域協議会を閉会とさせていただきます。 長時間にわたりまして、ご審議を賜りありがとうございました。</p>

上記会議の顛末を記載した内容について、相違ないことを証します。

令和6年2月26日

署名委員 安間 江身子

署名委員 吉野 和恵